

税理士試験 理論集 国税徴収法 【2021年度版】(2020年9月16日 初版 第1刷)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願いいたします。

2021. 5. 28

ページ	訂正箇所	誤	正	備考
15	上から5行目	ハ 源泉徴収による国税～	ハ 源泉徴収等による国税～	2020. 10. 6
29	下から8行目	① 換価の猶予した場合～	① 換価の猶予をした場合～	2020. 10. 6
30	上から2行目	納税者が納税の猶予～	納税者が換価の猶予～	2020. 10. 6
42	下から3行目	差押換え又は換価の申立てによって～	差押換への請求によって～	2020. 10. 6
47	下から3行目	異議審理庁は、異議申立人が、担保を提供して、異議申立て～	再調査審理庁又は国税庁長官は、再調査請求人等が、担保を提供して、不服申立て～	2020. 10. 6
57	下から17行目	ただし、発航の準備が終わった船舶又は航空機～	ただし、航行中船舶又は航空機～	2020. 10. 6
86	上から2行目	交付要求～前払賃料等の	交付要求～前払借賃等の	2020. 10. 6
86	下から11行目	差押財産に係る質権～	差押財産等に係る質権～	2020. 10. 6
3	上から11行目	た時に更新し、～更に進行する。	た時に更新し、～新たにその進行を始める。	2021. 1. 12
58	下から10行目	また、下記4により～	また、下記5により～	2021. 1. 12
102	上から5行目	(1) 納税義務が～国税を免がれ～	(1) 納税義務が～国税を免れ～	2021. 1. 12
128	上から5行目	～又は非支配会社で一定のもの	～又は被支配会社で一定のもの	2021. 1. 12
3	上から8行目	4 時効の更新 (通73)	4 時効の完成猶予と更新 (通73①)	2021. 5. 28
3	上から10、11行目	国税の徴収権の時効は～、その効力の生じた時に更新し、それぞれの期間を経過～	国税の徴収権の時効は～、その効力の生じた時に更新し、それぞれに定める期間は完成せず、各期間を経過～	2021. 5. 28
4	上から1行目	3 時効の完成猶予	3 時効の不進行	2021. 5. 28
43	上から3行目	2 時効更新の効力	2 時効の完成猶予	2021. 5. 28

43	上から4行目	<u>全文差替え</u>	<u>差押に係る国税については、その差押の効力の生じたときに時効の完成が猶予される。</u>	2021. 5. 28
----	--------	--------------	--	-------------

ISBN978-4-7810-3693-9

C1034 ¥1600E